
プロジェクト	LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱いについての検討
項目	第 441 回企業会計基準委員会及び第 159 回金融商品専門委員会 会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 441 回企業会計基準委員会（2020 年 9 月 10 日開催）及び第 159 回金融商品専門委員会（2020 年 9 月 17 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

公開草案に寄せられたコメントへの対応

適用範囲

（第 441 回企業会計基準委員会）

2. 米国財務会計基準審議会（FASB）による会計基準の最終化の過程で、信用リスク・スプレッドの変更部分を区別して把握することが困難な場合があるという理由で当該例示が削除されたと理解している。本公開草案においても同様に、信用リスク・スプレッドの例示はしないとの取扱いがあり得ると考える。

また、「取引相手の変更」に関して、金融機関による中央清算機関への取引先の変更は、通常取引先の変更とは性質が異なることもあり、「経済効果を変える意図がない」場合もあり得る旨を示す意味はあると考える。

3. LIBOR の廃止という議論の時限性に鑑みると、本実務対応報告の適用範囲に制約や条件を設定することの効果及び影響の重要性並びにそれにより混乱が生じる可能性等も踏まえながら、スピード感を持って議論を進める必要がある。そうした観点に照らすと、信用リスク・スプレッドの変更及び取引相手の変更について、あえて例示する必要はないとの判断もあり得ると考える。
4. 信用リスク・スプレッドの例示に関しては、提出されているコメントを受けて検討を進めてきたと理解しているため、例示として残すか又は削除するか、いずれの場合においても、取扱いが明確になるような記載をしておかないと、どのように対応するかの判断が困難になることも考えられるため、対応の検討をお願いしたい。

(第 159 回金融商品専門委員会)

5. スプレッドの変更がなされた場合に、当該変更が LIBOR と後継の金利指標の差分を調整するためのスプレッド調整であるのか、信用リスクのスプレッドの変更であるのかを判断する際に「経済効果が概ね同等となることを意図したものであるか否か」分析するとあるが、金利指標の置換前と置換後のヘッジ手段（金利スワップ等）の時価が概ね同じ金額であれば「経済効果が概ね同等」と言えるのではないか。
6. 信用リスク・スプレッドの変更において、「経済効果が概ね同等となることを意図したものであるか否かを定性的に分析することを想定しており、一律に定量的な分析を求めるものではない」とあるが、この記載では分析の手法まで拘束されると受け止められる可能性があるほか、定量的な分析については企業により解釈の幅が生じると考えられることから、「分析することを想定している」とだけの記載にすべきではないか。

金利指標置換後の会計処理

(第 159 回金融商品専門委員会)

7. 修正した実務対応報告の第 16 項において、「第 14 項又は前項のいずれを適用しているかにかかわらず」とあるが、前項すなわち第 15 項を適用しているということは、既に金利指標置換時を起点とするか選択をしているはずである。それにもかかわらず、第 16 項では、あたかも原則に戻った対応を求めるかのような定めとなっており分かりづらいため、記載を修正頂きたい。
8. 第 158 回金融専門委員会での意見とも重なるが、事後テストの起点については、金利指標置換時も認め、ヘッジ開始時と金利指標置換時の選択適用ができるようにする必要があると考えている。そのうえで、この金利指標置換時には再度の金利指標置換時も含むことを示すことができないか検討して頂きたい。

公開草案を再度公表する必要性の有無に関する検討について

(第 441 回企業会計基準委員会)

9. 公開草案への修正箇所は、いずれも内容の明確化の範疇に入るものであるため、公開草案を再度公表する必要性はないと考える。
10. 本日の審議結果を受けて、今後更に公開草案に修正が入る可能性もあるが、それに

審議事項(2)-7

より内容そのものが大きく変わることはないを考える。そうした中で、可能な限り早期に最終化することが望ましいことも踏まえると、公開草案を再度公表する必要性はないを考える。

以 上